

第三十六号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金及び徴収金

(三) 債権の総額 十万六百二十六円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 九万九百四円

債権発生日 平成二十三年一月二十七日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第七十八条

(二) 債権イ 債権の額 九千七百二十二円

債権発生日 令和四年四月十四日

債権発生理由 生活保護法第六十三条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和四年六月二十二日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。